

地方独立行政法人大牟田市立病院職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 17 号

改正 平成 22 年 6 月 1 日 規程第 33 号
改正 平成 23 年 3 月 1 日 規程第 41 号
改正 平成 23 年 4 月 1 日 規程第 44 号
改正 平成 24 年 2 月 24 日 規程第 54 号
改正 平成 25 年 3 月 31 日 規程第 63 号
改正 平成 26 年 3 月 31 日 規程第 75 号
改正 平成 26 年 6 月 30 日 規程第 79 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日 規程第 83 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日 規程第 87 号
改正 平成 30 年 3 月 31 日 規程第 108 号
改正 令和 4 年 9 月 30 日 規程第 148 号
改正 令和 5 年 3 月 31 日 規程第 153 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 9 条)
- 第 2 章 給料(第 10 条―第 16 条)
- 第 3 章 手当(第 17 条―第 39 条)
- 第 4 章 雑則(第 40 条―第 43 条)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大牟田市立病院職員就業規則(平成 22 年規程第 4 号。以下「就業規則」という。)第 59 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院(以下「法人」という。)の職員(非常勤の職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、時間外診療手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、評価手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（重複給与の禁止）

第2条の2 職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（勤務時間の計算方法）

第3条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務時間の計算については、1時間未満の端数を生じた場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし30分未満のときは切り捨てる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第4条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及び特殊勤務手当（第25条第2項の規定に基づき理事長が定める夜間看護手当、解剖手当、管理職特別勤務手当及び待機住居手当を除く。）の合計額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

（端数計算）

第5条 前条の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第6条 給料、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、時間外診療手当、夜間勤務手当、管理職手当、評価手当、期末手当及び勤勉手当を支給する場合におけるその端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の例による。

（給与の減額）

第7条 職員が勤務しないときは、地方独立行政法人大牟田市立病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成22年規程第5号。以下「勤務時間等規程」という。）第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間、休日等（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。以下同じ。）、その他理事長が特に定めた日並びに交替制勤務等の職員（業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員をいう。第27条第2項において同じ。）にあっては、理事長が別に定めた日をいう。以下同じ。）及び代休日（休日である勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部

について特に勤務することを命じられ、当該休日前に、当該休日に代わる日として理事長が指定した当該休日前後の勤務日等（休日を除く。）をいう。以下同じ。）である場合、理事長が別に定める年次有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、特別無給休暇（当該職員が理事長が別に定める場合において、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護部分休業（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他理事長が別に定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第8条 前条の規定により減額すべき給与額は、その減額すべき理由の生じた給与期間（給料の計算期間をいう。以下同じ。）又は次の給与期間以後の給料の月額から差し引く。ただし、減額すべき給与額が給料の月額から差し引くことができないときは、その他未支給の給与から差し引くものとする。

- 2 職員が勤務しないことについて理事長が特に承認する場合は、理事長が別に定める病気休暇及び有給の特別休暇による場合のほか、法令の規定により勤務しないことが認められている場合（特に給与を減額する旨が規定されている場合を除く。）によるものとする。

- 3 職員が特に承認なくして勤務しなかった場合の時間数はその給与期間の全時間によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いは第3条の例による。

（給与からの控除）

第9条 この規程に基づく給与は、法律により特に認められた場合を除き、現金で支給しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは、毎月

支給する給与から控除することができる。

- (1) 団体特別契約に基づく各種保険料
 - (2) 職員住宅及び職員駐車場の使用料
 - (3) 大牟田市職員等厚生会の会費、貸付償還金及び厚生事業に係る徴収金
 - (4) 団体取扱いの物品購入代金
 - (5) 職員で構成する互助会等（大牟田市職員等厚生会を除く。）の会費
 - (6) 全国都市職員災害共済会及び自治労共済生活協同組合の共済掛金
 - (7) 労働組合の組合費
 - (8) 労働金庫の貸付償還金
 - (9) 団体取扱いの預金
 - (10) 職員保育所に係る保育料、給食費及び院内保育の実施に要する実費
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、病院と組合双方で必要と認めたもの
- 2 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

第2章 給料

（給料）

第10条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、時間外診療手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、評価手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

（給料表）

第11条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、理事長が別に定める。

- (1) 医師職給料表（別表第1）
 - (2) 薬剤師、看護職等給料表（別表第2）
 - (3) 医療技術職等給料表（別表第3）
 - (4) 事務職等給料表（別表第4）
- 2 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い同項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、その給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第12条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合又は一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

3 職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を5号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

8 地方独立行政法人大牟田市立病院職員再雇用規程(平成22年規程第9号。以下「再雇用規程」という。)により雇用された職員(以下「再雇用職員」という。)の給料月額は、給料表の再雇用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第13条 地方独立行政法人大牟田市立病院職員の育児休業、介護休業等に関する規程(平成22年規程第6号。以下「育児休業、介護休業等規程」という。)第15条の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第11条並びに前条第1項、第2項、第4項及び第8項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

2 再雇用職員のうち再雇用規程第2条第2号に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再雇用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、理事長が定

めたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の支給)

第14条 給与期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、毎月16日とし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したとき、又は解雇されたときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その日の属する月の末日まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料は、その給与期間の現日数から週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第16条 給与のうち次の各号に掲げるものの支給日は、その月分を当該各号に定める日とする。

(1) 給料の支給日後において新たに職員となった者及び給料の支給日前において退職し、解雇され、又は死亡した職員の給料 理事長が別に定める日

(2) 扶養手当及び時間外診療手当 その月の給料の支給日

(3) 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職手当 翌月の給料の支給日

(4) 職員が勤務時間等規程第8条第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前号の規定の適用については、同号中「翌月」とあるのは、「勤務時間等規程第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の

属する月の翌月」とする。

第3章 手当

(扶養手当)

第17条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に支給する。

2 理事長は、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者で民間その他から扶養手当に相当する手当が支給されていない場合又はその者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計が年額132万円相当額以下である場合であって次の各号のいずれかに該当する場合に、扶養親族として承認する。

(1) 配偶者の場合

ア 民法（明治31年法律第9号）に従い届出をした職員の妻又は夫

イ 民法に従い届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫の場合

ア 子は、直系血族である1親等の卑属すなわち実子及び養子。ただし、養子は、民法の規定に従って養子縁組をした者に限り、イにおいて同じ

イ 孫は、直系血族である2親等の卑属すなわち実子の実子及び養子並びに養子の実子及び養子

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母の場合

ア 父母は、直系血族である1親等の尊属すなわち実父母及び養父母。ただし、養父母は、民法上の養子縁組をした者に限り、イにおいて同じ

イ 祖父母は、直系血族である2親等の尊属すなわち実父母の実父母及び養父母並びに養父母の実父母及び養父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹の場合 傍系血族である2親等の弟妹

(5) 心身に著しい障害がある者の場合

心身の障害、病気等により常時介護を要する者で終身業務に従事することができない状態にあるもの

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については14,20

0 円、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる扶養親族（第 19 条において「扶養親族である子、父母等」という。）については 1 人につき 7, 100 円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 12, 000 円）とする。

- 4 扶養親族である子のうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がある場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5, 500 円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 18 条 職員が他の者と共同して同一の者を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第 19 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族となる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族となる要件を欠くに至った者がある場合（第 17 条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族となる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日又は扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、若しくは死亡した日又は扶養手当を受けている職員の

扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族となる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定に準用する。

第20条 前条第1項の規定による届出は、扶養親族届（様式）により行うものとする。

- 2 職員は、前項の届出を行う場合において理事長が必要と認めるときは、扶養の事実を証明する書類を提出しなければならない。

第21条 職員が懲戒処分により減給の処分を受けて給料を減額される場合においても扶養手当は減額しないものとする。

（住居手当）

第22条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃等を支払っている職員（これに準じる者を含む。）に対して月額27,

000円の範囲内において、理事長が別に定めるところにより支給する。

- 2 世帯主である職員で自らの所有に係る住宅（当該職員その他理事長が別に定める者によって新築され、又は購入されたもので、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに限る。）に居住するもの（これに準じる者を含む。）には、月額2,500円の住居手当を支給する。

（扶養手当等に関する規定の適用除外）

第23条 第17条から前条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

（通勤手当）

第24条 通勤手当は、通勤する職員に対して月額55,000円の範囲内で、理事長が別に定めるところにより支給する。

- 2 通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする理事長が別に定める職員の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その者の1月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する月額20,000円の範囲内の額及び同項の規定による額の合計額とし、理事長が別に定めるところにより支給する。

（特殊勤務手当）

第25条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給方法は、理事長が別に定める。

（時間外勤務手当）

第26条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下「勤務1時間当たりの給与額」という。）に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、労働基準法（昭和22年法律第4

9号)第41条第3号に該当する職員及び出張中の職員に対しては、理事長が特に認めた場合を除くほか、時間外勤務手当は、支給しない。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第27条第2項の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第49条第2項の規定に基づき、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が理事長が別に定める時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(就業規則第50条第1項の規定による週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えた勤務(第2項に定める理事長が別に定める時間に係る勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。)の時間の合計時間が1月につき60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの

間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間等規程第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあつては100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第4項に規定する理事長が別に定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第27条 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、休日等において正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

- 2 休日勤務手当は、休日等において特に勤務を命じられた職員のみでなく、休日等に当然勤務することになっている交替制勤務等の職員についても支給する。

- 3 休日等が週休日に当たった場合の勤務に対しては、休日勤務手当は支給せず、時間外勤務手当を支給する。

（時間外診療手当）

第28条 時間外診療手当は、医師職給料表の適用を受ける者のうち第31条に規定する管理職手当を支給されない医師に対し、正規の勤務時間外に

勤務すると見込まれる理事長が別に定める時間について、勤務1時間につき理事長が別に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 第26条及び前条の規定により支給されたならば支給されるべき時間外勤務手当及び休日勤務手当の合計額が前項の時間外診療手当の額を超えた場合は、その差額を翌月に支給する。ただし、時間外診療手当の額が当該支給されるべき時間外勤務手当及び休日勤務手当の合計額を超えない場合であってもその差額の返納は要しない。

(夜間勤務手当)

第29条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

- 2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。
- 3 午後10時から翌日の午前5時までの間における正規の勤務時間中の勤務の中に休日に当たる部分がある場合においては、その部分の勤務に対しては休日勤務手当と夜間勤務手当とを合せて支給する。

(宿日直手当)

第30条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命じられた職員に対して支給する。

- 2 医師職給料表の適用を受ける者の宿日直手当は、次の各号に掲げる勤務につき当該各号に定める額とする。
 - (1) 入院患者の病状の急変等に対処するための宿日直勤務 理事長が別に定める額
 - (2) 救急医療業務のための病院長が特に指定した居所において行う宿日直勤務 理事長が別に定める額
- 3 医師職給料表以外の給料表の適用を受ける者の宿日直手当は、次の各号に掲げる勤務1回につき当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
 - (1) 救急医療業務のための職員の宿日直勤務 7,900円
 - (2) 救急医療業務のための病院長が特に指定した居所において行う宿日直勤務 4,000円

(管理職手当)

第31条 管理職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、当該各号に定める額に第13条第1項に規定する算出率を乗じて得た額）を支給する。

- (1) 医師職給料表の適用を受ける者 別表第5に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる管理職手当の額
- (2) 医師職給料表以外の給料表の適用を受ける者 別表第6に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる管理職手当の額
(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第32条 第26条及び第27条の規定は、前条各号に規定する職にある職員には適用しない。

- 2 第26条及び第27条の規定は、第28条第1項の規定により時間外診療手当を支給される者には、同条第2項本文の規定の適用を受ける場合を除くほか、適用しない。

(評価手当)

第32条の2 評価手当は、人事評価の評価の区分に応じて、理事長が別に定めるところにより支給することができる。

(期末手当)

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日及び3月1日（以下この条から第35条まで及び第38条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ理事長が定める日（次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号並びに同条第2項第3号、第7号及び第8号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日に在職する職員に支給する場合においては100分の80、12月1日に在職する職員に支給する場合においては100分の95、3月1日に在職する職員に支給する場合においては、100分の100を乗じて得た額に、基準日が6月1日及び12月1日であるときは、それぞれその基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表第9に定める割合を乗じて得た額とし、

基準日が3月1日であるときは、基準日以前11月1日以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表第10に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の80」とあるのは「100分の40」、「100分の95」とあるのは「100分の55」、「100分の100」とあるのは「100分の50」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員若しくは解雇された職員又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。第36条第4項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職務段階等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 3月1日に在職する職員に支給する期末手当の額は、当年度の病院の業績に連動して、第2項に規定する同日に在職する職員に支給する場合における割合に100分の100の範囲内において理事長が別に定める割合を増減して同項の規定により算出した額又は同項の規定により算出した額に期末手当基礎額の100分の100に相当する額の範囲内において理事長が別に定める額を増減して算出した額とすることができる。

7 第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間から次に掲げる期間を除いた期間とする。

- (1) 休職者（第40条第1項の規定の適用を受ける職員を除く）として在職した期間の2分の1の期間
- (2) 専従休職者として在職した期間
- (3) 停職者として在職した期間
- (4) 育児休業者及び出生時育児休業者（育児休業及び出生時育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）として在職した期間の2分の1の期間

- (5) 育児短時間勤務職員として育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間の2分の1の期間

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第2項第6号の規定により解雇された者
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つ

た場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び第38条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号並びに同条第2項第3号、第7号及び第8号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、それぞれその基準日に在職する職員に支給する場合において100分の70を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6月以内の勤務期間におけるその者の勤務成績等により、別表第11に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の

70」とあるのは、「100分の32.5」とする。

4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

5 第33条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。
この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第36条第4項」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

7 第2項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間から次に掲げる期間を除いた期間とする。

- (1) 休職者（第40条第1項の規定の適用を受ける職員を除く）として在職した期間
- (2) 専従休職者として在職した期間
- (3) 停職者として在職した期間
- (4) 育児休業者及び出生時育児休業者として在職した期間
- (5) 育児短時間勤務職員として育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間
- (6) 第7条の規定により給与を減額された期間
- (7) 勤務時間等規程第17条に規定する病気休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）により勤務しなかった期間から就業規則第49条、勤務時間等規程第3条、第4条及び第5条に規定する週休日並びに休日（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 育児休業、介護休業等規程第31条の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (9) 育児休業、介護休業等規程第21条の規定による育児部分休業又は第39条の規定による介護部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部

について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

- (10) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第37条 理事長は、特に必要と認める場合は、第33条及び前条の規定により算出した額に理事長が理事会の同意を得て別に定める額を加算して支給することができる。

(期末手当等の支給日)

第38条 第33条第1項に規定する理事長が定める日とは、次の各号に掲げる基準日に係る期末手当に応じ、当該各号に定める日（当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。

- (1) 6月1日 同月30日
- (2) 12月1日 同月10日
- (3) 3月1日 理事長が別に定める日

2 第36条第1項に規定する理事長が定める日とは、次の各号に掲げる基準日に係る勤勉手当に応じ、当該各号に定める日（当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。

- (1) 6月1日 同月30日
- (2) 12月1日 同月10日

(期末手当等の加算を受ける職員及び加算割合等)

第39条 第33条第5項（第36条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の別に定める職員は、別表第7及び別表第8の職員の欄に掲げる職員とする。

2 第33条第5項の理事長が定める職員の区分は、別表第7及び別表第8の職員の欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合は、当該区分に対応する別表第7及び別表第8の加算割合の欄に定める割合とする。

3 理事長が職員の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して特に必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、別に定めることができる。

4 第33条第2項の期末手当基礎額又は第36条第2項の勤勉手当基礎額

に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 4 章 雑則

（休職者の給与）

第 4 0 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 1 4 条第 1 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第 1 4 条第 1 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 1 4 条第 1 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。

4 職員が就業規則第 1 4 条第 1 項第 2 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 1 0 0 分の 6 0 以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第 1 4 条第 1 項第 5 号の規定による休職の期間中は、いかなる給与も支給しない。

（停職者の給与）

第 4 1 条 職員が地方独立行政法人大牟田市立病院職員懲戒規程（平成 2 2 年規程第 1 1 号）第 3 条第 3 号の規定により停職にされたときは、その停職の期間中給与を支給しない。

（派遣職員の給与）

第 4 2 条 公益的法人等への大牟田市職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年大牟田市条例第 3 3 号）により大牟田市からこの法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、大牟田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年大牟田市条例第 2 1 号）その他大牟田市の関係規定の定めるところにより算出した額を支給するものとする。

(特例)

第43条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(承継職員に係る給料の決定)

2 平成22年4月1日(以下「切替日」という。)において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「承継職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が切替日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

切替日の前日に適用を受けていた給料表	切替日に適用する給料表
行政職給料表	事務職等給料表
医師給料表	医師職給料表

(承継職員の職務の級及び号給の切替え)

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、承継職員が、切替日の前日におけるその者の職務の級(以下「旧級」という。)及び号給(以下「旧号給」という。)並びにその者が旧級及び旧号給を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める期間)に応じて理事長が別に定める職務の級及び号給とする。

4 承継職員で、付則第2項から前項までの規定の適用によりその者の受ける給料月額が平成19年3月31日において受けていた給料月額(切替日の前日において、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ付則別表第1の給料表の欄並びにその職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものに該当する職員又は医師職給料表の適用を受ける職員以外の職員である場合にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。)に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)については、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支

給する。

5 承継職員（前項に規定する職員を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員と権衡上必要があると認められるものについては、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以後に新たに別表第1又は別表第2の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについては、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

（昇給の特例）

7 切替日に別表第2に切り替わることとなる職員及び切替日以後に新たに同表の適用を受けることとなった職員については、第12条第5項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて昇給することができる。

（初任給の引上げに伴う経過措置）

8 看護師である職員のうち、切替日以後においてその者が属する職務の級及び号給が付則別表第2に掲げる職務の級及び号給であるものの給料の額は、同表の読み替え後の給料の額とする。

9 保健師又は助産師職である職員のうち、切替日以後においてその者が属する職務の級及び号給が付則別表第3に掲げる職務の級及び号給であるものの給料の額は、同表の読み替え後の給料の額とする。

10 前2項に規定する職員以外の職員（事務職員を除く。）のうち、切替日以後においてその者が属する職務の級及び号給が付則別表第4に掲げる職務の級及び号給であるものの給料の額は、同表の読み替え後の給料の額とする。

付則別表第1（付則第4項関係）

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

付則別表第2（付則第8項関係）

読替表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	号 給	別表第 1 に掲げる 給料の額	読み替え後の給料の額
再 雇 用 以 外 の 職 員	1	17	155,700	180,500
		18	157,200	182,600
		19	158,700	184,700
		20	160,200	186,800
		21	161,600	188,900
		22	164,300	191,300
		23	166,900	193,600
		24	169,500	195,900
		25	172,200	198,300
		26	173,900	199,000
		27	175,600	199,700
		28	177,300	200,400
		29	178,800	201,100
		30	180,600	201,800
		31	182,400	202,500
		32	184,200	203,200
		33	185,800	203,900
		34	187,300	204,700
		35	188,800	205,400
		36	190,300	206,200

2	5	192, 800	206, 900
	6	194, 600	207, 700
	7	196, 400	208, 400
	8	198, 200	209, 100
	9	200, 000	209, 800
	10	201, 800	210, 600
	11	203, 600	211, 300
	12	205, 400	212, 100
	13	207, 000	212, 800
	14	208, 900	213, 600
	15	210, 800	214, 300
	16	212, 700	215, 000
	17	214, 600	215, 700
	18	216, 500	216, 600

付則別表第 3 （付則第 9 項関係）

読替表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	号 給	別表第 1 に掲げる 給料の額	読み替え後の給料の額
再 雇 用 以	1	25	172, 200	201, 100
		26	173, 900	201, 800
		27	175, 600	202, 500
		28	177, 300	203, 200
		29	178, 800	203, 900

外 の 職 員		30	180, 600	204, 700
		31	182, 400	205, 400
		32	184, 200	206, 200
		33	185, 800	206, 900
		34	187, 300	207, 700
		35	188, 800	208, 400
		36	190, 300	209, 100
	2	5	192, 800	209, 800
		6	194, 600	210, 600
		7	196, 400	211, 300
		8	198, 200	212, 100
		9	200, 000	212, 800
		10	201, 800	213, 600
		11	203, 600	214, 300
		12	205, 400	215, 000
		13	207, 000	215, 700
		14	208, 900	216, 600
		15	210, 800	217, 400
		16	212, 700	218, 300
		17	214, 600	219, 100
		18	216, 500	220, 000
		19	218, 400	220, 800
		20	220, 300	221, 600

付則別表第 4 （付則第 1 0 項関係）

読替表

職 員	職 務	号 給	別表第 1 に掲げる 給料の額	読み替え後の給料の額
--------	--------	--------	--------------------	------------

の 区 分	の 級			
再 雇 用 以 外 の 職 員	1	21	161,600	172,700
		22	164,300	173,700
		23	166,900	174,600
		24	169,500	175,400
		25	172,200	178,200
		26	173,900	179,000
		27	175,600	179,800
		28	177,300	180,600
		29	178,800	181,400
		30	180,600	182,200
		31	182,400	183,000

付 則（平成２２年６月１日規程第３３号）

- この規程は、平成２２年６月１日から施行する。
- 改正後の地方独立行政法人大牟田市立病院職員給与規程第２８条の規定により時間外勤務見込手当を支給される者の平成２２年５月分の時間外勤務手当については、平成２２年６月分の給与において支給する。
- 平成２２年５月分の宿日直手当の額については、改正前の地方独立行政法人大牟田市立病院職員給与規程第３０条の規定による宿日直手当の額とし、平成２２年６月分の給与において支給する。

付 則（平成２３年３月１日規程第４１号）

この規程は、制定の日から施行する。

付 則（平成２３年４月１日規程第４４号）

（施行期日）

- この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

（等級及び号給の切替）

2 平成23年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の地方独立行政法人大牟田市立病院職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表の適用を受けていた職員の切替日における等級及び号給（以下「新等級号給」という。）は、第11条第1項第1号の適用を受ける職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた等級及び号給（以下「旧等級号給」という。）及びその者が旧等級号給を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて理事長が別に定める等級及び号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

3 切替日の前日において旧規程別表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における等級及び号給又は給料月額は、理事長が別に定める。

（給料の切替えに伴う経過措置）

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）については、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについては、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについては、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

7 旧規程第33条の2の規定に基づく業績連動による期末手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成24年2月24日規程第54号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月31日規程第63号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 31 日規程第 75 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 6 月 30 日規程第 79 号）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 83 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日規程第 87 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 31 日規程第 108 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 9 月 30 日規程第 148 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 3 月 31 日規程第 153 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 11 条関係）

医師職給料表

職務の 級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	円 237,700	円 323,400	円 390,600	円 467,100	円 563,600
2	240,200	326,500	393,500	469,400	566,700
3	242,700	329,600	396,400	471,700	569,800
4	245,200	332,700	399,300	474,000	572,900
5	247,600	335,600	402,000	476,300	575,900
6	251,400	338,900	404,800	478,500	578,300

7	255,200	342,200	407,600	480,700	580,700
8	259,000	345,500	410,400	482,900	583,100
9	262,600	348,600	413,000	485,200	585,400
10	266,600	351,800	415,700	487,300	586,900
11	270,600	355,000	418,400	489,400	588,400
12	274,600	358,200	421,100	491,500	589,900
13	278,500	361,300	423,600	493,600	591,400
14	282,500	365,000	426,100	495,700	592,500
15	286,500	368,700	428,600	497,800	593,600
16	290,500	372,400	431,100	499,900	594,700
17	294,300	376,000	433,400	502,000	595,900
18	297,900	378,800	435,800	504,000	596,900
19	301,500	381,600	438,200	506,000	597,900
20	305,100	384,400	440,600	508,000	598,900
21	308,800	387,300	442,900	509,800	599,900
22	312,600	389,900	445,300	511,700	
23	316,300	392,500	447,700	513,600	
24	320,000	395,100	450,100	515,500	
25	323,600	397,500	452,400	517,200	
26	326,500	399,800	454,700	519,000	
27	329,300	402,100	457,000	520,800	
28	332,100	404,400	459,300	522,600	
29	335,000	406,800	461,500	524,500	
30	337,400	408,900	463,800	526,300	
31	339,800	411,000	466,100	528,100	
32	342,200	413,100	468,400	529,900	
33	344,600	415,300	470,500	531,700	

34	347, 100	417, 300	472, 600	533, 500	
35	349, 600	419, 300	474, 700	535, 300	
36	352, 100	421, 300	476, 800	537, 100	
37	354, 500	423, 400	478, 900	538, 800	
38	356, 900	425, 400	480, 700	540, 400	
39	359, 300	427, 400	482, 500	542, 000	
40	361, 700	429, 400	484, 300	543, 600	
41	364, 000	431, 500	486, 000	545, 200	
42	365, 500	433, 300	487, 800	546, 600	
43	367, 000	435, 100	489, 600	548, 000	
44	368, 500	436, 900	491, 400	549, 400	
45	370, 100	438, 800	493, 000	550, 600	
46	371, 600	440, 600	494, 800	551, 600	
47	373, 100	442, 400	496, 600	552, 600	
48	374, 600	444, 200	498, 400	553, 600	
49	375, 900	446, 100	500, 000	554, 700	
50	376, 900	447, 900	501, 300	555, 600	
51	377, 900	449, 700	502, 600	556, 500	
52	378, 900	451, 500	503, 900	557, 400	
53	380, 000	453, 400	505, 200	558, 300	
54	380, 900	454, 600	506, 500	559, 200	
55	381, 800	455, 800	507, 800	560, 100	
56	382, 700	457, 000	509, 100	561, 000	
57	383, 700	458, 200	510, 300	561, 900	
58	384, 600	459, 200	511, 200	562, 800	
59	385, 500	460, 200	512, 100	563, 700	
60	386, 400	461, 200	513, 000	564, 600	

61	387,300	462,100	513,900	565,500	
62	387,800	462,800	514,800	566,400	
63	388,300	463,500	515,700	567,300	
64	388,800	464,200	516,600	568,200	
65	389,100	464,900	517,500	569,100	
66		465,600	518,400		
67		466,300	519,300		
68		467,000	520,200		
69		467,500	521,100		
70		468,200	522,000		
71		468,900	522,900		
72		469,600	523,800		
73		470,100	524,600		
74		470,800	525,500		
75		471,500	526,400		
76		472,200	527,300		
77		472,700	528,100		
78		473,300	529,000		
79		473,900	529,900		
80		474,500	530,800		
81		475,100	531,600		
82		475,700	532,500		
83		476,300	533,400		
84		476,900	534,300		
85		477,400	535,100		
86		478,000	536,000		
87		478,600	536,900		

88		479,200	537,800		
89		479,700	538,600		
90		480,300			
91		480,900			
92		481,500			
93		482,000			
94		482,600			
95		483,200			
96		483,800			
97		484,300			

備考 この表は、医師の職にある者に適用する。

別表第2（第11条関係）

薬剤師、看護職等給料表

職務の 級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1		235,400	287,800	286,800	329,300	369,800	415,800
2		236,000	288,800	287,800	330,400	370,800	416,400
3		236,600	289,800	288,800	331,500	371,800	417,000
4		237,200	290,800	289,800	332,600	372,800	417,600
5		237,800	291,900	290,800	333,700	373,800	418,200
6		238,400	293,000	291,800	334,800	374,800	418,800
7		239,000	294,100	292,800	335,900	375,900	419,400
8		239,600	295,200	293,800	337,000	377,000	420,000
9		240,200	296,300	294,800	338,100	378,100	420,600
10		240,800	297,400	295,800	339,200	379,200	421,200
11	180,500	241,400	298,500	296,800	340,300	380,300	421,800
12	182,200	242,000	299,600	297,800	341,400	381,400	422,300
13	183,900	242,600	300,700	298,800	342,500	382,500	422,800

14	185,600	243,200	301,800	299,800	343,600	383,600	423,300
15	187,300	243,800	302,900	300,800	344,700	384,700	423,800
16	188,900	244,800	304,000	301,800	345,800	385,800	424,300
17	190,800	245,800	305,100	302,800	346,800	386,700	424,800
18	192,700	246,800	306,200	303,800	347,800	387,600	425,300
19	194,600	247,800	307,300	304,800	348,800	388,500	425,800
20	196,500	248,800	308,400	305,800	349,800	389,400	426,300
21	198,300	249,800	309,500	306,800	350,800	390,300	426,800
22	199,200	250,800	310,600	307,900	351,800	391,200	427,300
23	200,100	251,800	311,700	309,000	352,800	392,100	427,800
24	201,100	252,800	312,800	310,100	353,800	393,000	428,300
25	201,900	253,800	313,800	311,200	354,800	393,900	428,800
26	202,800	254,800	314,800	312,300	355,800	394,800	429,300
27	203,600	255,800	315,800	313,400	356,800	395,400	429,700
28	204,400	256,800	316,800	314,500	357,800	396,000	430,100
29	205,200	257,800	317,800	315,600	358,800	396,600	430,500
30	206,000	258,800	318,800	316,700	359,800	397,200	430,900
31	206,800	259,800	319,800	317,800	360,800	397,800	431,300
32	207,600	260,800	320,800	318,900	361,900	398,400	431,600
33	208,400	261,800	321,800	320,000	363,000	399,000	431,900
34	209,200	262,800	322,800	321,100	364,100	399,600	432,200
35	210,000	263,800	323,800	322,200	365,200	400,200	432,500
36	210,800	264,800	324,800	323,300	366,300	400,800	432,800
37	211,600	265,800	325,800	324,400	367,400	401,300	433,100
38	212,400	266,800	326,800	325,500	368,500	401,800	433,400
39	213,200	267,800	327,800	326,600	369,600	402,300	433,700
40	214,000	268,800	328,900	327,700	370,700	402,800	434,000
41	214,800	269,900	330,000	328,800	371,800	403,300	434,300
42	215,400	271,000	331,100	329,800	372,700	403,800	434,500
43	216,000	272,100	332,200	330,800	373,600	404,300	434,700
44	216,600	273,200	333,300	331,800	374,500	404,800	434,900

45	217,200	274,300	334,400	332,800	375,400	405,300	435,100
46	217,800	275,400	335,500	333,800	376,300	405,800	435,300
47	218,400	276,500	336,600	334,800	377,200	406,300	435,500
48	219,000	277,600	337,700	335,800	378,100	406,800	435,700
49	219,600	278,700	338,800	336,800	379,000	407,300	435,900
50	220,200	279,800	339,700	337,800	379,900	407,800	436,100
51	220,800	280,900	340,600	338,800	380,800	408,300	436,300
52	221,400	282,000	341,500	339,800	381,400	408,700	436,500
53	222,000	283,100	342,400	340,800	382,000	409,100	436,700
54	222,600	284,200	343,300	341,800	382,600	409,500	436,900
55	223,200	285,300	344,200	342,800	383,200	409,900	437,100
56	224,200	286,400	345,100	343,800	383,800	410,300	437,300
57	225,200	287,500	346,000	344,900	384,400	410,600	437,500
58	226,200	288,600	346,900	346,000	385,000	410,900	437,700
59	227,200	289,700	347,800	347,100	385,600	411,200	437,900
60	228,200	290,800	348,400	348,200	386,200	411,500	438,100
61	229,200	291,800	349,000	349,300	386,800	411,800	438,300
62	230,200	292,800	349,600	350,400	387,300	412,100	438,500
63	231,200	293,800	350,200	351,500	387,800	412,400	438,700
64	232,200	294,800	350,800	352,600	388,300	412,700	438,900
65	233,200	295,800	351,400	353,700	388,800	413,000	439,100
66	234,200	296,800	352,000	354,800	389,300	413,300	439,300
67	235,200	297,800	352,600	355,700	389,800	413,500	439,500
68	236,200	298,800	353,200	356,600	390,300	413,700	439,700
69	237,200	299,800	353,800	357,500	390,800	413,900	439,900
70	238,200	300,800	354,300	358,400	391,300	414,100	440,100
71	239,200	301,800	354,800	359,300	391,800	414,300	440,300
72	240,200	302,800	355,300	360,200	392,300	414,500	440,500
73	241,200	303,800	355,800	361,100	392,800	414,700	440,700
74	242,200	304,800	356,300	362,000	393,300	414,900	440,900
75	243,200	305,900	356,800	362,900	393,800	415,100	441,100

76	244,200	307,000	357,300	363,800	394,300	415,300	441,300
77	245,200	308,100	357,800	364,400	394,700	415,500	441,500
78	246,200	309,200	358,300	365,000	395,100	415,700	441,700
79	247,200	310,300	358,800	365,600	395,500	415,900	441,900
80	248,200	311,400	359,300	366,200	395,900	416,100	442,100
81	249,300	312,500	359,800	366,800	396,300	416,300	442,300
82	250,400	313,600	360,300	367,400	396,600	416,500	442,500
83	251,500	314,700	360,800	368,000	396,900	416,700	442,700
84	252,600	315,800	361,300	368,600	397,200	416,900	442,900
85	253,700	316,700	361,700	369,200	397,500	417,100	443,100
86	254,800	317,600	362,100	369,800	397,800	417,300	443,300
87	255,900	318,500	362,500	370,300	398,100	417,500	443,500
88	257,000	319,400	362,900	370,800	398,400	417,700	443,700
89	258,100	320,300	363,300	371,300	398,700	417,900	443,900
90	259,200	321,200	363,600	371,800	399,000	418,100	444,100
91	260,300	322,100	363,900	372,300	399,300	418,300	444,300
92	261,400	323,000	364,200	372,800	399,500	418,500	444,500
93	262,500	323,900	364,500	373,300	399,700	418,700	444,700
94	263,600	324,800	364,800	373,800	399,900	418,900	444,900
95	264,700	325,400	365,100	374,300	400,100	419,100	445,100
96	265,800	326,000	365,400	374,800	400,300	419,300	445,300
97	266,900	326,600	365,700	375,300	400,500	419,500	445,500
98	268,000	327,200	366,000	375,800	400,700	419,700	445,700
99	269,100	327,800	366,300	376,300	400,900	419,900	445,900
100	270,200	328,400	366,500	376,800	401,100	420,100	446,100
101	271,200	329,000	366,700	377,300	401,300	420,300	446,300
102	272,200	329,600	366,900	377,700	401,500	420,500	446,500
103	273,200	330,200	367,100	378,100	401,700	420,700	446,700
104	274,200	330,800	367,300	378,500	401,900	420,900	446,900
105	275,200	331,300	367,500	378,900	402,100	421,100	447,100
106	276,200	331,800	367,700	379,300	402,300	421,300	447,300

107	277,200	332,300	367,900	379,600	402,500	421,500	447,500
108	278,200	332,800	368,100	379,900	402,700	421,700	447,700
109	279,200	333,300	368,300	380,200	402,900	421,900	447,900
110	280,200	333,800	368,500	380,500	403,100	422,100	448,100
111	281,200	334,300	368,700	380,800	403,300	422,300	448,300
112	282,200	334,800	368,900	381,100	403,500	422,500	448,500
113	283,200	335,300	369,100	381,400	403,700	422,700	448,700
114	284,200	335,800	369,300	381,700	403,900	422,900	448,900
115	285,300	336,300	369,500	382,000	404,100	423,100	449,100
116	286,400	336,800	369,700	382,300	404,300	423,300	449,300
117	287,500	337,300	369,900	382,500	404,500	423,500	449,500
118	288,600	337,800	370,100	382,700	404,700	423,700	449,700
119	289,700	338,300	370,300	382,900	404,900	423,900	449,900
120	290,800	338,700	370,500	383,100	405,100	424,100	450,100
121	291,900	339,100	370,700	383,300	405,300	424,300	450,300
122	293,000	339,500	370,900	383,500	405,500	424,500	450,500
123	294,100	339,900	371,100	383,700	405,700	424,700	450,700
124	295,200	340,300	371,300	383,900	405,900	424,900	450,900
125	296,100	340,600	371,500	384,100	406,100	425,100	451,100
126	297,000	340,900	371,700	384,300	406,300	425,300	451,300
127	297,900	341,200	371,900	384,500	406,500	425,500	451,500
128	298,800	341,500	372,100	384,700	406,700	425,700	451,700
129	299,700	341,800	372,300	384,900	406,900	425,900	451,900
130	300,600	342,100	372,500	385,100	407,100	426,100	452,100
131	301,500	342,400	372,700	385,300	407,300	426,300	452,300
132	302,400	342,700	372,900	385,500	407,500	426,500	452,500
133	303,300	343,000	373,100	385,700	407,700	426,700	452,700
134	304,200	343,300	373,300	385,900	407,900	426,900	452,900
135	304,800	343,500	373,500	386,100	408,100	427,100	453,100
136	305,400	343,700	373,700	386,300	408,300	427,300	453,300
137	306,000	343,900	373,900	386,500	408,500	427,500	453,500

138	306,600	344,100	374,100	386,700	408,700	427,700	453,700
139	307,200	344,300	374,300	386,900	408,900	427,900	453,900
140	307,800	344,500	374,500	387,100	409,100	428,100	454,100
141	308,400	344,700	374,700	387,300	409,300	428,300	454,300
142	309,000	344,900	374,900	387,500	409,500	428,500	454,500
143	309,600	345,100	375,100	387,700	409,700		454,700
144	310,200	345,300	375,300	387,900	409,900		454,900
145	310,700	345,500	375,500	388,100	410,100		
146	311,200	345,700	375,700	388,300	410,300		
147	311,700	345,900	375,900	388,500	410,500		
148	312,200	346,100	376,100	388,700	410,700		
149	312,700	346,300	376,300	388,900	410,900		
150	313,200	346,500	376,500	389,100	411,100		
151	313,700	346,700	376,700	389,300	411,300		
152	314,200	346,900	376,900	389,500	411,500		
153	314,700	347,100	377,100	389,700	411,700		
154	315,200	347,300	377,300	389,900	411,900		
155	315,700	347,500	377,500	390,100	412,100		
156	316,200	347,700	377,700	390,300	412,300		
157	316,700	347,900	377,900	390,500	412,500		
158	317,200	348,100	378,100	390,700	412,700		
159	317,700	348,300	378,300	390,900	412,900		
160	318,100	348,500	378,500	391,100	413,100		
161	318,500	348,700	378,700	391,300	413,300		
162		348,900	378,900	391,500	413,500		
163		349,100	379,100	391,700	413,700		
164		349,300	379,300	391,900	413,900		
165		349,500	379,500	392,100	414,100		
166		349,700	379,700	392,300	414,300		
167		349,900		392,500	414,500		
168		350,100		392,700			

169		350,300		392,900			
170				393,100			
171				393,300			
172				393,500			
173				393,700			
174				393,900			
175				394,100			
176				394,300			
177				394,500			
178				394,700			
179				394,900			
180				395,100			
181				395,300			
182				395,500			
183				395,700			
184							
185							
186							
187							
188							
189							
190							
191							
192							
193							
194							
195							
196							
197							
198							
199							

200							
再雇用 職員	233,200	257,800	265,100	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、薬剤師、保健師、助産師及び看護師の職にある者に適用する。

別表第3（第11条関係）

医療技術職等給料表

職務の 級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1		217,900	275,300	271,300	323,800	368,300	416,300
2		218,600	276,600	272,400	325,100	369,400	417,000
3		219,300	277,900	273,500	326,400	370,500	417,700
4		220,000	279,200	274,600	327,700	371,600	418,400
5		220,700	280,500	275,700	329,000	372,700	419,100
6		221,400	281,800	276,800	330,300	373,800	419,800
7		222,100	283,100	278,000	331,600	375,000	420,300
8		222,800	284,400	279,200	332,900	376,200	420,800
9		223,500	285,700	280,400	334,200	377,400	421,300
10		224,200	287,000	281,600	335,500	378,600	421,800
11		224,900	288,300	282,800	336,800	379,800	422,300
12		225,600	289,600	284,000	338,000	381,000	422,800
13		226,300	290,900	285,200	339,200	382,200	423,300
14		227,000	292,200	286,400	340,400	383,400	423,800
15		227,700	293,500	287,600	341,600	384,600	424,300
16	172,700	228,800	294,800	288,800	342,800	385,800	424,800
17	173,800	229,900	296,100	290,100	344,000	386,800	425,300
18	174,900	231,000	297,400	291,400	345,200	387,800	425,800
19	176,000	232,100	298,700	292,700	346,400	388,800	426,300
20	177,100	233,200	299,900	294,000	347,600	389,800	426,800

21	178,200	234,300	301,100	295,300	348,800	390,800	427,300
22	179,300	235,400	302,300	296,600	349,900	391,700	427,700
23	180,400	236,500	303,500	297,900	351,000	392,600	428,100
24	181,500	237,600	304,700	299,200	352,100	393,500	428,500
25	182,600	238,700	305,900	300,500	353,200	394,400	428,900
26	183,700	239,900	307,100	301,800	354,300	395,300	429,300
27	184,600	241,100	308,300	303,100	355,400	396,000	429,700
28	185,500	242,300	309,500	304,400	356,500	396,700	430,100
29	186,400	243,500	310,700	305,700	357,600	397,400	430,500
30	187,300	244,700	311,800	307,000	358,700	398,100	430,900
31	188,200	245,900	312,900	308,300	359,800	398,800	431,300
32	189,100	247,100	314,000	309,600	361,000	399,300	431,600
33	190,000	248,300	315,100	310,900	362,200	399,800	431,900
34	190,900	249,500	316,200	312,200	363,400	400,300	432,200
35	191,800	250,700	317,300	313,500	364,600	400,800	432,500
36	192,700	252,000	318,400	314,800	365,800	401,300	432,800
37	193,600	253,300	319,500	316,000	367,000	401,800	433,100
38	194,500	254,600	320,600	317,200	368,200	402,300	433,400
39	195,400	255,900	321,700	318,400	369,400	402,800	433,700
40	196,300	257,200	322,900	319,600	370,600	403,300	434,000
41	197,200	258,500	324,100	320,800	371,800	403,800	434,300
42	197,900	259,800	325,300	322,000	372,800	404,300	434,500
43	198,600	261,100	326,500	323,200	373,800	404,800	434,700
44	199,300	262,400	327,700	324,400	374,800	405,300	434,900
45	200,000	263,700	328,900	325,600	375,800	405,800	435,100
46	200,700	265,000	330,100	326,800	376,800	406,300	435,300
47	201,400	266,300	331,300	327,900	377,700	406,700	435,500
48	202,100	267,600	332,500	329,000	378,600	407,100	435,700
49	202,800	268,900	333,700	330,100	379,500	407,500	435,900
50	203,500	270,200	334,700	331,200	380,400	407,900	436,100
51	204,200	271,500	335,700	332,300	381,300	408,300	436,300

52	204,900	272,800	336,700	333,400	382,000	408,700	436,500
53	205,600	274,100	337,700	334,500	382,700	409,100	436,700
54	206,300	275,400	338,700	335,600	383,400	409,500	436,900
55	207,000	276,700	339,600	336,700	384,100	409,900	437,100
56	208,100	277,900	340,500	337,800	384,800	410,300	437,300
57	209,200	279,100	341,400	339,000	385,300	410,600	437,500
58	210,300	280,300	342,300	340,200	385,800	410,900	437,700
59	211,400	281,500	343,200	341,400	386,300	411,200	437,900
60	212,500	282,700	343,900	342,600	386,800	411,500	438,100
61	213,600	283,900	344,600	343,800	387,300	411,800	438,300
62	214,700	285,100	345,300	345,000	387,800	412,100	438,500
63	215,800	286,300	346,000	346,200	388,300	412,400	438,700
64	216,900	287,500	346,700	347,400	388,800	412,700	438,900
65	218,000	288,700	347,200	348,600	389,300	413,000	439,100
66	219,200	289,800	347,700	349,800	389,800	413,300	439,300
67	220,400	290,900	348,200	350,800	390,300	413,500	439,500
68	221,600	292,000	348,700	351,800	390,800	413,700	439,700
69	222,800	293,100	349,200	352,800	391,300	413,900	439,900
70	224,000	294,200	349,700	353,800	391,800	414,100	440,100
71	225,200	295,300	350,200	354,800	392,300	414,300	440,300
72	226,400	296,400	350,700	355,700	392,700	414,500	440,500
73	227,600	297,500	351,200	356,600	393,100	414,700	440,700
74	228,800	298,600	351,700	357,500	393,500	414,900	440,900
75	230,000	299,800	352,200	358,400	393,900	415,100	441,100
76	231,300	301,000	352,700	359,300	394,300	415,300	441,300
77	232,600	302,200	353,200	360,000	394,700	415,500	441,500
78	233,900	303,400	353,700	360,700	395,100	415,700	441,700
79	235,200	304,600	354,200	361,400	395,500	415,900	441,900
80	236,500	305,800	354,600	362,100	395,900	416,100	442,100
81	237,800	307,000	355,000	362,800	396,300	416,300	442,300
82	239,100	308,200	355,400	363,300	396,600	416,500	442,500

83	240,400	309,400	355,800	363,800	396,900	416,700	442,700
84	241,700	310,600	356,200	364,300	397,200	416,900	442,900
85	243,000	311,600	356,600	364,800	397,500	417,100	443,100
86	244,300	312,600	357,000	365,300	397,800	417,300	443,300
87	245,600	313,600	357,400	365,800	398,100	417,500	443,500
88	246,900	314,600	357,800	366,300	398,400	417,700	443,700
89	248,200	315,600	358,200	366,800	398,700	417,900	443,900
90	249,500	316,500	358,500	367,300	399,000	418,100	444,100
91	250,800	317,400	358,800	367,800	399,300	418,300	444,300
92	252,100	318,300	359,100	368,300	399,500	418,500	444,500
93	253,400	319,200	359,400	368,800	399,700	418,700	444,700
94	254,700	320,100	359,700	369,300	399,900	418,900	444,900
95	256,000	320,800	360,000	369,800	400,100	419,100	445,100
96	257,200	321,500	360,300	370,300	400,300	419,300	445,300
97	258,400	322,200	360,600	370,700	400,500	419,500	445,500
98	259,600	322,900	360,900	371,100	400,700	419,700	445,700
99	260,800	323,600	361,200	371,500	400,900	419,900	445,900
100	262,000	324,100	361,400	371,900	401,100	420,100	446,100
101	263,200	324,600	361,600	372,300	401,300	420,300	446,300
102	264,400	325,100	361,800	372,700	401,500	420,500	446,500
103	265,600	325,600	362,000	373,100	401,700	420,700	446,700
104	266,800	326,100	362,200	373,500	401,900	420,900	446,900
105	268,000	326,600	362,400	373,900	402,100	421,100	447,100
106	269,100	327,100	362,600	374,300	402,300	421,300	447,300
107	270,200	327,600	362,800	374,600	402,500	421,500	447,500
108	271,300	328,100	363,000	374,900	402,700	421,700	447,700
109	272,400	328,600	363,200	375,200	402,900	421,900	447,900
110	273,500	329,100	363,400	375,500	403,100	422,100	448,100
111	274,600	329,600	363,600	375,800	403,300	422,300	448,300
112	275,700	330,100	363,800	376,100	403,500	422,500	448,500
113	276,800	330,600	364,000	376,400	403,700	422,700	448,700

114	277,900	331,100	364,200	376,700	403,900	422,900	448,900
115	279,100	331,500	364,400	377,000	404,100	423,100	449,100
116	280,300	331,900	364,600	377,300	404,300	423,300	449,300
117	281,500	332,300	364,800	377,500	404,500	423,500	449,500
118	282,700	332,700	365,000	377,700	404,700	423,700	449,700
119	283,900	333,100	365,200	377,900	404,900	423,900	449,900
120	285,100	333,500	365,400	378,100	405,100	424,100	450,100
121	286,300	333,900	365,600	378,300	405,300	424,300	450,300
122	287,500	334,300	365,800	378,500	405,500	424,500	450,500
123	288,700	334,700	366,000	378,700	405,700	424,700	450,700
124	289,900	335,100	366,200	378,900	405,900	424,900	450,900
125	290,900	335,400	366,400	379,100	406,100	425,100	451,100
126	291,900	335,700	366,600	379,300	406,300	425,300	451,300
127	292,900	336,000	366,800	379,500	406,500	425,500	451,500
128	293,900	336,300	367,000	379,700	406,700	425,700	451,700
129	294,900	336,600	367,200	379,900	406,900	425,900	451,900
130	295,800	336,900	367,400	380,100	407,100	426,100	452,100
131	296,700	337,200	367,600	380,300	407,300	426,300	452,300
132	297,600	337,500	367,800	380,500	407,500	426,500	452,500
133	298,500	337,800	368,000	380,700	407,700	426,700	452,700
134	299,400	338,100	368,200	380,900	407,900	426,900	452,900
135	300,100	338,300	368,400	381,100	408,100	427,100	453,100
136	300,800	338,500	368,600	381,300	408,300	427,300	453,300
137	301,500	338,700	368,800	381,500	408,500	427,500	453,500
138	302,200	338,900	369,000	381,700	408,700	427,700	453,700
139	302,900	339,100	369,200	381,900	408,900	427,900	453,900
140	303,400	339,300	369,400	382,100	409,100	428,100	454,100
141	303,900	339,500	369,600	382,300	409,300	428,300	454,300
142	304,400	339,700	369,800	382,500	409,500	428,500	454,500
143	304,900	339,900	370,000	382,700	409,700		454,700
144	305,400	340,100	370,200	382,900	409,900		454,900

145	305,900	340,300	370,400	383,100	410,100		
146	306,400	340,500	370,600	383,300	410,300		
147	306,900	340,700	370,800	383,500	410,500		
148	307,400	340,900	371,000	383,700	410,700		
149	307,900	341,100	371,200	383,900	410,900		
150	308,400	341,300	371,400	384,100	411,100		
151	308,900	341,500	371,600	384,300	411,300		
152	309,400	341,700	371,800	384,500	411,500		
153	309,900	341,900	372,000	384,700	411,700		
154	310,400	342,100	372,200	384,900	411,900		
155	310,800	342,300	372,400	385,100	412,100		
156	311,200	342,500	372,600	385,300	412,300		
157	311,600	342,700	372,800	385,500	412,500		
158	312,000	342,900	373,000	385,700	412,700		
159	312,400	343,100	373,200	385,900	412,900		
160	312,800	343,300	373,400	386,100	413,100		
161	313,200	343,500	373,600	386,300	413,300		
162		343,700	373,800	386,500	413,500		
163		343,900	374,000	386,700	413,700		
164		344,100	374,200	386,900	413,900		
165		344,300	374,400	387,100	414,100		
166		344,500	374,600	387,300	414,300		
167		344,700		387,500	414,500		
168		344,900		387,700			
169		345,100		387,900			
170				388,100			
171				388,300			
172				388,500			
173				388,700			
174				388,900			
175				389,100			

176				389,300			
177				389,500			
178				389,700			
179				389,900			
180				390,100			
181				390,300			
182				390,500			
183				390,700			
184				390,900			
185				391,100			
186				391,300			
187				391,500			
188				391,700			
189				391,900			
190				392,100			
191				392,300			
192				392,500			
193				392,700			
194				392,900			
195				393,100			
196				393,300			
197				393,500			
198				393,700			
199				393,900			
200				394,100			
201				394,300			
202				394,500			
203				394,700			
204				394,900			
205				395,100			
206				395,300			

207				395,500			
208				395,700			
再雇用 職員	230,100	254,300	261,500	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床研究コーディネーターの職にある者に適用する。

別表第4（第11条関係）

事務職等給料表

職務の 級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	144,500	212,900	269,300	271,800	326,800	372,800	416,800
2	145,600	213,600	270,600	272,800	328,100	373,800	417,500
3	146,700	214,300	271,900	273,800	329,400	374,800	418,200
4	147,800	215,000	273,200	274,800	330,700	375,800	418,900
5	148,900	215,700	274,500	275,800	332,000	376,800	419,600
6	149,800	216,400	275,800	276,800	333,300	377,800	420,300
7	151,000	217,100	277,100	278,000	334,600	378,800	420,900
8	152,200	217,800	278,400	279,200	335,900	379,800	421,500
9	153,400	218,500	279,700	280,400	337,200	380,800	422,100
10	154,600	219,200	281,000	281,600	338,500	381,800	422,700
11	155,700	219,900	282,300	282,800	339,800	382,800	423,300
12	156,900	220,600	283,600	284,000	341,000	383,800	423,700
13	158,100	221,300	284,900	285,200	342,200	384,800	424,100
14	159,300	222,000	286,200	286,400	343,400	385,800	424,500
15	160,500	222,700	287,500	287,600	344,600	386,800	424,900
16	161,600	223,700	288,800	288,800	345,800	387,800	425,300
17	163,700	224,700	290,100	290,100	347,000	388,600	425,700
18	165,800	225,700	291,400	291,400	348,200	389,400	426,100
19	167,900	226,700	292,700	292,700	349,400	390,200	426,500

20	170,000	227,700	293,900	294,000	350,600	391,000	426,900
21	172,200	228,700	295,100	295,300	351,800	391,800	427,300
22	173,300	229,700	296,300	296,600	352,800	392,600	427,700
23	174,400	230,700	297,500	297,900	353,800	393,400	428,100
24	175,500	231,700	298,700	299,200	354,800	394,200	428,500
25	176,600	232,700	299,900	300,500	355,800	395,000	428,900
26	177,700	233,900	301,100	301,800	356,800	395,800	429,300
27	178,800	235,100	302,300	303,100	357,800	396,500	429,700
28	179,900	236,300	303,500	304,400	358,800	397,200	430,100
29	181,000	237,500	304,700	305,700	359,800	397,900	430,500
30	182,100	238,700	305,700	307,000	360,800	398,600	430,900
31	183,200	239,900	306,700	308,300	361,800	399,300	431,300
32	184,100	241,100	307,700	309,600	362,800	399,900	431,600
33	185,000	242,300	308,700	310,900	363,800	400,500	431,900
34	185,900	243,500	309,700	312,200	364,800	401,100	432,200
35	186,800	244,700	310,700	313,500	365,800	401,700	432,500
36	187,700	246,000	311,700	314,800	366,800	402,300	432,800
37	188,600	247,300	312,700	316,000	367,800	402,700	433,100
38	189,500	248,600	313,700	317,200	368,800	403,100	433,400
39	190,400	249,900	314,700	318,400	369,800	403,500	433,700
40	191,300	251,200	315,700	319,600	370,800	403,900	434,000
41	192,200	252,500	316,700	320,800	371,800	404,300	434,300
42	192,900	253,800	317,700	322,000	372,600	404,700	434,500
43	193,600	255,100	318,700	323,200	373,400	405,100	434,700
44	194,300	256,400	319,700	324,400	374,200	405,500	434,900
45	195,000	257,700	320,700	325,600	375,000	405,900	435,100
46	195,700	259,000	321,700	326,800	375,800	406,300	435,300
47	196,400	260,300	322,700	327,800	376,600	406,700	435,500
48	197,100	261,600	323,700	328,800	377,400	407,100	435,700
49	197,800	262,900	324,700	329,800	378,200	407,500	435,900
50	198,500	264,200	325,500	330,800	379,000	407,900	436,100

51	199,200	265,500	326,300	331,800	379,800	408,300	436,300
52	199,900	266,800	327,100	332,800	380,500	408,700	436,500
53	200,600	268,100	327,900	333,800	381,200	409,100	436,700
54	201,300	269,400	328,700	334,800	381,900	409,500	436,900
55	202,000	270,700	329,500	335,800	382,600	409,900	437,100
56	203,000	271,900	330,300	336,800	383,300	410,300	437,300
57	204,000	273,100	331,100	337,800	383,900	410,600	437,500
58	205,000	274,300	331,900	338,800	384,500	410,900	437,700
59	206,000	275,500	332,700	339,800	385,100	411,200	437,900
60	207,000	276,700	333,400	340,800	385,700	411,500	438,100
61	208,000	277,900	334,100	341,800	386,300	411,800	438,300
62	209,000	279,100	334,800	342,800	386,700	412,100	438,500
63	210,000	280,300	335,500	343,800	387,100	412,400	438,700
64	211,000	281,500	336,200	344,800	387,500	412,700	438,900
65	212,000	282,700	336,800	345,800	387,900	413,000	439,100
66	213,200	283,700	337,400	346,800	388,300	413,300	439,300
67	214,400	284,700	338,000	347,600	388,700	413,500	439,500
68	215,600	285,700	338,600	348,400	389,100	413,700	439,700
69	216,800	286,700	339,200	349,200	389,500	413,900	439,900
70	218,000	287,700	339,600	350,000	389,900	414,100	440,100
71	219,200	288,700	340,000	350,800	390,300	414,300	440,300
72	220,400	289,700	340,400	351,600	390,700	414,500	440,500
73	221,600	290,700	340,800	352,400	391,100	414,700	440,700
74	222,800	291,700	341,200	353,200	391,500	414,900	440,900
75	224,000	292,700	341,600	354,000	391,900	415,100	441,100
76	225,300	293,700	342,000	354,800	392,300	415,300	441,300
77	226,600	294,700	342,400	355,500	392,700	415,500	441,500
78	227,900	295,700	342,800	356,200	393,100	415,700	441,700
79	229,200	296,700	343,200	356,900	393,500	415,900	441,900
80	230,500	297,700	343,600	357,600	393,900	416,100	442,100
81	231,800	298,700	344,000	358,300	394,300	416,300	442,300

82	233,100	299,700	344,400	358,900	394,600	416,500	442,500
83	234,400	300,700	344,800	359,500	394,900	416,700	442,700
84	235,700	301,700	345,200	360,100	395,200	416,900	442,900
85	237,000	302,500	345,600	360,700	395,500	417,100	443,100
86	238,300	303,300	346,000	361,300	395,800	417,300	443,300
87	239,600	304,100	346,400	361,700	396,100	417,500	443,500
88	240,900	304,900	346,800	362,100	396,400	417,700	443,700
89	242,200	305,700	347,200	362,500	396,700	417,900	443,900
90	243,500	306,500	347,500	362,900	397,000	418,100	444,100
91	244,800	307,300	347,800	363,300	397,300	418,300	444,300
92	246,100	308,100	348,100	363,700	397,500	418,500	444,500
93	247,400	308,900	348,400	364,100	397,700	418,700	444,700
94	248,700	309,700	348,700	364,500	397,900	418,900	444,900
95	250,000	310,400	349,000	364,900	398,100	419,100	445,100
96	251,200	311,100	349,300	365,300	398,300	419,300	445,300
97	252,400	311,800	349,600	365,700	398,500	419,500	445,500
98	253,600	312,500	349,900	366,100	398,700	419,700	445,700
99	254,800	313,200	350,200	366,500	398,900	419,900	445,900
100	256,000	313,800	350,400	366,900	399,100	420,100	446,100
101	257,200	314,400	350,600	367,300	399,300	420,300	446,300
102	258,400	315,000	350,800	367,700	399,500	420,500	446,500
103	259,600	315,600	351,000	368,100	399,700	420,700	446,700
104	260,800	316,200	351,200	368,500	399,900	420,900	446,900
105	262,000	316,600	351,400	368,900	400,100	421,100	447,100
106	263,000	317,000	351,600	369,300	400,300	421,300	447,300
107	264,000	317,400	351,800	369,600	400,500	421,500	447,500
108	265,000	317,800	352,000	369,900	400,700	421,700	447,700
109	266,000	318,200	352,200	370,200	400,900	421,900	447,900
110	267,000	318,600	352,400	370,500	401,100	422,100	448,100
111	268,000	319,000	352,600	370,800	401,300	422,300	448,300
112	269,000	319,400	352,800	371,100	401,500	422,500	448,500

113	270,000	319,800	353,000	371,400	401,700	422,700	448,700
114	271,000	320,200	353,200	371,700	401,900	422,900	448,900
115	272,000	320,600	353,400	372,000	402,100	423,100	449,100
116	273,000	321,000	353,600	372,300	402,300	423,300	449,300
117	274,000	321,400	353,800	372,500	402,500	423,500	449,500
118	275,000	321,800	354,000	372,700	402,700	423,700	449,700
119	276,000	322,200	354,200	372,900	402,900	423,900	449,900
120	277,000	322,600	354,400	373,100	403,100	424,100	450,100
121	278,000	323,000	354,600	373,300	403,300	424,300	450,300
122	279,000	323,400	354,800	373,500	403,500	424,500	450,500
123	280,000	323,800	355,000	373,700	403,700	424,700	450,700
124	281,000	324,200	355,200	373,900	403,900	424,900	450,900
125	281,800	324,500	355,400	374,100	404,100	425,100	451,100
126	282,600	324,800	355,600	374,300	404,300	425,300	451,300
127	283,400	325,100	355,800	374,500	404,500	425,500	451,500
128	284,200	325,400	356,000	374,700	404,700	425,700	451,700
129	285,000	325,700	356,200	374,900	404,900	425,900	451,900
130	285,800	326,000	356,400	375,100	405,100	426,100	452,100
131	286,600	326,300	356,600	375,300	405,300	426,300	452,300
132	287,400	326,600	356,800	375,500	405,500	426,500	452,500
133	288,200	326,900	357,000	375,700	405,700	426,700	452,700
134	289,000	327,200	357,200	375,900	405,900	426,900	452,900
135	289,700	327,400	357,400	376,100	406,100	427,100	453,100
136	290,400	327,600	357,600	376,300	406,300	427,300	453,300
137	291,100	327,800	357,800	376,500	406,500	427,500	453,500
138	291,800	328,000	358,000	376,700	406,700	427,700	453,700
139	292,500	328,200	358,200	376,900	406,900	427,900	453,900
140	293,100	328,400	358,400	377,100	407,100	428,100	454,100
141	293,700	328,600	358,600	377,300	407,300	428,300	454,300
142	294,300	328,800	358,800	377,500	407,500	428,500	454,500
143	294,900	329,000	359,000	377,700	407,700		454,700

144	295,500	329,200	359,200	377,900	407,900		454,900
145	295,900	329,400	359,400	378,100	408,100		
146	296,300	329,600	359,600	378,300	408,300		
147	296,700	329,800	359,800	378,500	408,500		
148	297,100	330,000	360,000	378,700	408,700		
149	297,500	330,200	360,200	378,900	408,900		
150	297,900	330,400	360,400	379,100	409,100		
151	298,300	330,600	360,600	379,300	409,300		
152	298,700	330,800	360,800	379,500	409,500		
153	299,100	331,000	361,000	379,700	409,700		
154	299,500	331,200	361,200	379,900	409,900		
155	299,900	331,400	361,400	380,100	410,100		
156	300,300	331,600	361,600	380,300	410,300		
157	300,700	331,800	361,800	380,500	410,500		
158	301,100	332,000	362,000	380,700	410,700		
159	301,500	332,200	362,200	380,900	410,900		
160	301,900	332,400	362,400	381,100	411,100		
161	302,300	332,600	362,600	381,300	411,300		
162		332,800	362,800	381,500	411,500		
163		333,000	363,000	381,700	411,700		
164		333,200	363,200	381,900	411,900		
165		333,400	363,400	382,100	412,100		
166		333,600	363,600	382,300	412,300		
167		333,800		382,500	412,500		
168		334,000		382,700	412,700		
169		334,200		382,900	412,900		
170				383,100	413,100		
171				383,300	413,300		
172				383,500	413,500		
173				383,700	413,700		
174				383,900	413,900		

175				384,100	414,100		
176				384,300	414,300		
177				384,500	414,500		
178				384,700			
179				384,900			
180				385,100			
181				385,300			
182				385,500			
183				385,700			
184							
185							
186							
187							
188							
189							
190							
191							
192							
193							
194							
195							
196							
197							
198							
199							
200							
再雇用 職員	223,200	246,700	253,700	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、別表第1から別表第3までに該当しない職にある者に適用する。

別表第 5（第 3 1 条関係）

医師職給料表の適用を受ける者

職員の区分	管理職手当の額
院長	350,000円
副院長	300,000円
医療安全対策室長、研究研修部長、患者総合支援部長、臨床研究管理室長及び診療情報管理室長	300,000円
診療各科部長（同相当職を含む。）	200,000円

別表第 6（第 3 1 条関係）

医師職給料表以外の給料表の適用を受ける者

職員の区分	管理職手当の額
局長（同相当職（担当部長及び参与を除く。）を含む。）	75,200円
担当部長及び参与	66,400円
調整監	62,000円
副参与	57,500円
課長（同相当職（参事を除く。）を含む。）	54,000円
参事	49,900円
課長補佐及び主幹	43,600円

別表第 7（第 3 9 条関係）

医師職給料表の適用を受ける者

職 員	加算割合
5 級、4 級及び 3 級の職務にある者	100 分の 15
2 級及び 1 級の職務にある者	100 分の 10

別表第 8（第 3 9 条関係）

医師職給料表以外の給料表の適用を受ける者

職 員	加算割合
7 級及び 6 級の職務にある者	100 分の 15
5 級及び 4 級の職務にある者	100 分の 10
3 級及び 2 級の職務にある者	100 分の 5

別表第 9 （第 3 3 条関係）

在職期間	割合
6 月	100 分の 100
5 月以上 6 月未満	100 分の 80
3 月以上 5 月未満	100 分の 60
3 月未満	100 分の 30

別表第 1 0 （第 3 3 条関係）

在職期間	割合
1 1 月 1 日	100 分の 100
9 月以上 1 1 月 1 日未満	100 分の 80
5 月以上 9 月未満	100 分の 60
5 月未満	100 分の 30

別表第 1 1 （第 3 6 条関係）

勤務期間	割合
6 月	100 分の 100
5 月 1 5 日以上 6 月未満	100 分の 95
5 月以上 5 月 1 5 日未満	100 分の 90
4 月 1 5 日以上 5 月未満	100 分の 80
4 月以上 4 月 1 5 日未満	100 分の 70
3 月 1 5 日以上 4 月未満	100 分の 60
3 月以上 3 月 1 5 日未満	100 分の 50
2 月 1 5 日以上 3 月未満	100 分の 40

2 月 以 上 2 月 1 5 日 未 満	100 分 の 30
1 月 1 5 日 以 上 2 月 未 満	100 分 の 20
1 月 以 上 1 月 1 5 日 未 満	100 分 の 15
1 5 日 以 上 1 月 未 満	100 分 の 10
1 5 日 未 満	100 分 の 5
0 月	0